

チャレンジジョブセンター浦和 就労定着支援事業のご案内

令和元年7月1日から就労定着支援事業を開始致します。

※さいたま市指定

◇就労定着支援事業

《対象》さいたま市全域の就労移行支援事業や就労継続
A型支援等を経て就労された方々

《支援内容》

- ・職場での不安やお困りごと
- ・新しい環境でのつまづき
- ・人間関係などの就労場面での問題

《支援期間》

- ・契約期間の上限は**3年間**

就労移行支援や就労継続支援A型を経て就職した方は就職直後の6か月は、それまで在籍していた事業所からの職場定着支援を受けることができます。就労して6か月後、新たにご希望の就労定着支援事業所と契約を結び、サービス開始となります。

※3年経過後は障害者職業・生活支援センターなどへ支援を引きつぎます。

チャレンジジョブセンター浦和の就労移行支援事業とこれから始まる就労定着支援事業は、どちらも障害者総合支援法に基づく福祉サービスです。

お一人お一人の状況をよくお伺いした上で、個別支援計画を作成して支援させていただきます。

みなさまの職場との出会いが叶いますよう、そしてその後の安定した就労継続をご支援致します。

《参考》チャレンジジョブセンター浦和

就職実績 2019年6月時点で10名（うち1名は就労継続A型）